

市第 142 号議案 横浜市地域ケアプラザ条例及び横浜市老人福祉施設条例の一部改正について

1 提案理由

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）により介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）が改正され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。

これに伴い、介護予防通所介護については、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行することとなりました。ただし、厚生労働省令において、平成 30 年 3 月 31 日までの間は経過措置が設けられていました。

このたび、この経過措置が終了することに伴い、関係する条例の一部を改正します。

なお、地域ケアプラザ等が行っている介護予防通所介護については、総合事業における通所介護相当のサービスに移行し、引き続き同等のサービスを提供することから、利用者への影響はありません。

2 改正の概要

- (1) 地域ケアプラザにおいて実施する「介護予防通所介護」の規定を削除します。あわせて、利用料金から「介護予防通所介護」の規定を削除します。
- (2) 老人福祉施設のうち、特別養護老人ホーム・養護老人ホーム「横浜市新橋ホーム（泉区）」、老人福祉センター「横浜市野毛山荘（西区）」及び「横浜市戸塚柏桜荘（戸塚区）」において実施する「介護予防通所介護」の規定を削除します。あわせて、利用料金から「介護予防通所介護」の規定を削除します。

3 条例の施行予定日

平成 30 年 4 月 1 日